

## 計算書類等に対する注記(法人全体用)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

建物、車両運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア一定額法

## (2) 引当金の計上基準

1) 退職給付引当金及び嘱託職員退職給付引当金の額は、退職手当積立基金預け金及び嘱託職員退職手当積立基金預け金と同額とする。

2) 賞与引当金の額は、翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

## (1) 職員

1) 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国福祉団体職員退職手当積立基金に加入し、掛金は費用処理

2) 退職手当支給時は、退職手当規定により全国社会福祉団体職員退職手当基金から受ける額を支給

## (2) 嘱託職員

1) 嘱託職員就業規則に基づき、当社協独自で積立てを行う。掛金は費用処理

2) 退職手当支給時は、嘱託職員就業規則により、積み立てた額を支給

## 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

## (1) 計算書類

1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

5) 財産目録(別紙4)

## (2) 拠点区分、サービス区分

## 1) 社会福祉事業区分

## ①法人運営事業拠点区分

法人運営事業サービス区分、地域福祉推進事業サービス区分、共同募金配分金事業サービス区分

## ②介護保険事業拠点区分

居宅介護支援事業サービス区分、訪問介護事業サービス区分、訪問入浴可介護事業サービス区分

通所介護事業サービス区分、地域支援事業サービス区分

## ③生活支援ハウス事業拠点区分

高齢者生活福祉センター受託事業サービス区分

## ④放課後児童健全育成事業拠点区分

学童クラブ運営事業サービス区分

## ⑤保育所経営事業拠点区分

保育所経営事業サービス区分

## 2) 収益事業区分

## ①祭壇貸付事業拠点区分

祭壇貸付事業サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地(基本)				
建物(基本)	2,355,508	39,465,172	340,633	41,480,047
定期預金(基本)	1,000,000			1,000,000
投資有価証券(基本)				
合計	3,355,508	39,465,172	340,633	42,480,047

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 介護保険事業拠点区分の車両運搬具を減価償却した事に伴い、国庫補助金等特別積立金124,167円を取り崩した。
- (2) 放課後健全育成事業拠点区分の建物(基本)を減価償却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金75,370円を取り崩した。
- (2) 保育所経営事業拠点区分の建物(その他)及び器具及び備品を減価償却した事に伴い、国庫補助金等特別積立金557,028円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

資産種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	41,959,973	479,926	41,480,047
建物(その他固定資産)	6,690,000	2,292,715	4,397,285
車両運搬具	20,128,720	19,234,747	893,973
器具及び備品	15,737,585	8,616,379	7,121,206
ソフトウェア	2,754,000	190,800	2,563,200
合計	87,270,278	30,814,567	56,455,711

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位：円)

債権	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
(①) 福祉金庫貸付金(4件)	111,000		111,000
合計	111,000		111,000

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

保育所経営拠点区分で、基本金 1号基本金2,494,801円を計上していたが、この額は、幼児室を増築した際に固定資産（基本財産）建物（基本）と同額を計上したものであり、寄付金を受けての増築ではないため、本来、基本金 1号基本金に計上すべき金額ではなかった。今年度に取り崩し処理ではなく、削除処理とした。